

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地
区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法第55条第13項の規定
において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年3月9日

京都市長 門川 大作

1 土地区画整理事業の名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区
土地区画整理事業

2 施行者の名称

京都市

3 施行地区

京都市左京区岩倉忠在地町，同区岩倉西河原町，同区岩倉下在地町，同区岩倉木
野町，同区岩倉大鷲町，同区岩倉幡枝町及び同区岩倉中町の各一部（換地処分前）

4 事業施行期間

昭和53年12月21日から平成32年3月31日まで

5 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所

6 事業計画の決定の年月日

昭和53年12月21日

7 事業計画の変更の年月日

平成28年3月9日

（建設局都市整備部整備推進課）